

令和7年第4回（9月）上越市議会定例会

厚生常任委員会資料

案件番号	案件名	提出課	ページ
議案第98号	上越市児童館条例の一部改正について	こども家庭センター	1
議案第103号	財産の無償譲渡について	こども家庭センター	2

所 管 委 員 会	厚生常任委員会
関 係 案 件	議案第98号
提 出 課	こども家庭センター

上越市児童館条例の一部改正について

1 改正理由

現在、利用を休止している高志児童館について、子育てひろば事業を実施する社会福祉法人に譲渡をするため、施設の供用を廃止するもの

2 改正内容

条例中で引用する施設から高志児童館を削除する。（第1条関係）

3 施行期日

公布の日

4 上越市児童館条例改正案新旧対照表

(太枠部分が改正箇所)

改 正 案		改 正 前	
(設置) 第1条 略		(設置) 第1条 略	
名称	位置	名称	位置
(略)		(略)	
富岡児童館	上越市大字富岡 230番地	富岡児童館	上越市大字富岡 230番地
		高志児童館	上越市木田三丁目 4番8号
大潟児童館	上越市大潟区土 底浜1889番 地1	大潟児童館	上越市大潟区土 底浜1889番 地1
(略)		(略)	

(削除)

所 管 委 員 会	厚生常任委員会
関 係 案 件	議案第103号
提 出 課	こども家庭センター

財産の無償譲渡について

1 譲渡財産及び譲渡先

(1) 譲渡財産

名 称：高志児童館
 所 在 地：上越市木田3丁目4番8号
 構 造 等：木造1棟 334.75㎡
 台帳価格：4,061,186円
 建 築 年：昭和42年



現況写真

(2) 譲渡先

社会福祉法人大曲親和会

2 譲渡する理由

- ・当該施設で実施している高志小学校放課後児童クラブが本年10月を目途に高志小学校内に移転することとなった。
- ・当該施設について、移転後の利用の見込みがないことや借地であることに鑑み、令和7年度に除却する予定としていたところ、高志認定こども園（運営：社会福祉法人大曲親和会）から、当該施設内で子育てひろばを実施したいので、譲渡を希望する旨の要望があった。
- ・利用用途が市からの委託事業で実施する子育てひろばであり、子育て支援に資することから、譲渡を行う。

3 譲渡の方法

譲渡先が社会福祉法人であること、また、除却費用が台帳価格を上回ることから無償譲渡とするもの。

なお、無償譲渡となることから、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき、市議会の議決を求めるもの。

4 譲渡先との主な契約内容

- ・建物に付随する設備等一式、現状のまま引き渡す。
- ・児童館敷地は、借地であったため、建物譲渡とともに、市は、当該土地賃貸借契約を解除し、譲受先である社会福祉法人大曲親和会は、別途、土地所有者と賃貸借契約を締結する。

5 譲渡予定日

本会議による議決後